



宮 崎 県 公 報

平成26年7月10日(木曜日) 第2606号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 1	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“) 1	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………(自然環境課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 1	
公 告	
○宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの指定管理者の指定の申請の申請の公表…(福祉保健課) 2	
○県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の	

申請の申請の公表……………(障害福祉課) 3	
○県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の申請の公表……………(“) 3	
○県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の申請の公表……………(地域農業推進課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件) ……(農村整備課) 5	
○土地改良区の定款変更の認可……………(“) 8	
○入札公告(2件) ……8	
病院局公告	
○入札公告(3件) ……9	
正 誤	
○平成26年6月23日付け県公報(第2601号)中……………12	

告 示

宮崎県告示第 413号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション ひとしずく	延岡市	訪問看護	平成26年 7月1日

宮崎県告示第 414号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
すみれ薬局	都城市	薬局	平成26年 7月1日
訪問看護ステーション ひとしずく	延岡市	訪問看護	平成26年 7月1日

宮崎県告示第 415号

保安林の指定施業要件を変更する件(平成25年農林水産省告示第

2825号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する都城市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
都城市役所
横山憲子、鶴田美正
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第2825号によること。

宮崎県告示第 416号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 門前地区
 - (1) 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域
 - (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	串間市大字市木字久保田2045-3
2	“ “ 字中蘭1835

3	〃	〃	〃	1833-ロ
4	〃	〃	〃	1834-乙
5	〃	〃	〃	2073
6	〃	〃	〃	2072
7	〃	〃	〃	2074-1
8	〃	〃	〃	2075

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センター
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市原町2番22号
- (3) 設置目的
 - ① 宮崎県福祉総合センター
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設
 - ② 県立母子福祉センター
母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉センター

2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 宮崎県福祉総合センターの会議室等の予約管理、利用許可等の業務
- (2) 宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの維持管理業務
- (3) 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
- (4) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4、宮崎県福祉総合センター管理規則（平成17年宮崎県規則第89号）第14条及び県立母子福祉センター管理規則（平成17年宮崎県規則第90号）第7条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規

定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (9) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。
 - (10) 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。（兼務可）
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センター募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7075
 - (2) 配布期間 平成26年7月10日から平成26年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 提出期間 平成26年8月8日から平成26年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
- 宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7075
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 県立視覚障害者センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号

(3) 設置目的 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第34条の規定に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧事業を主たる業務として行い、併せて点訳・朗読奉仕員等の養成・指導、点字図書等の奨励及び視覚障がい者等に対する相談業務を実施することにより、視覚障がい者の福祉に資することを目的とする。

2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) センターの利用に関する業務

(2) センターの維持及び保全に関する業務

(3) センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務

(4) 点訳図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務

(5) 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務

(6) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務

(7) 視覚障がい者に対する点字講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

(8) 視覚障がい者等に対する相談業務

(9) その他知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立視覚障害者センター管理規則（平成17年宮崎県規則第91号）第14条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の

規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 身障法第34条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を3人以上従事させることができること。

(10) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成、指導の実績を有する者を確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。

(4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県立視覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(32)4468

(2) 配布期間 平成26年7月10日から平成26年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 平成26年8月8日から平成26年9月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(32)4468

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請

の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 県立聴覚障害者センター (以下「センター」という。)
 - (2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号
 - (3) 設置目的 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号。以下「身障法」という。) 第34条の規定に基づき設置されたもので聴覚障がい者用字幕 (手話) 入りDVD等の製作及び貸出事業を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障がい者に対する相談事業を実施することにより、聴覚障がい者の福祉に資することを目的とする。
- 2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) センターの利用に関する業務
 - (2) センターの維持及び保全に関する業務
 - (3) センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
 - (4) 聴覚障がい者用字幕 (手話) 入りDVD等の製作及び貸出業務
 - (5) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務
 - (6) 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
 - (7) 聴覚障がい者等に対する相談業務
 - (8) その他知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立聴覚障害者センター管理規則 (平成17年宮崎県規則第92号) 第14条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体 (以下「団体」という。) であること。
 - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は

禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (9) 身障法第34条の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3人以上従事させることができること。
 - (10) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、指導の実績を有する者を確保できること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
 - (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - (5) 事業計画書の内容が地域への貢献等を図るものであること。
 - 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領 (以下「募集要領」という。) で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。
 - 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (32) 4468
 - (2) 配布期間 平成26年7月10日から平成26年9月10日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで
 - 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
 - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。
 - (2) 提出期間 平成26年8月8日から平成26年9月10日まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで
 - 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (32) 4468
 - 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の2の規定により、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

名称	県立農業大学校農業総合研修センター	宮崎県農業科学公園
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5732	
設置目的	農業経営者、地域農業者の指導者等に対して農業に関する知識及び技術についての研修並びに県民の農業及び農村に対する理解を深め、意識を啓発するための研修を実施することを目的とする。	県民と農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資することを目的とする。

2 指定期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務
(1) 県立農業大学校農業総合研修センターの利用に関する業務
(2) 県立農業大学校農業総合研修センターにおける研修の実施に関する業務
(3) 県立農業大学校農業総合研修センターの維持及び保全に関する業務
(4) 宮崎県農業科学公園の利用に関する業務
(5) 宮崎県農業科学公園の維持及び保全に関する業務
(6) その他管理運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4及び次に掲げる基準による。
(1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な施設の管理運営を行うこと。
(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
(3) 施設の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
(4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
(5) その他知事が必要と認める基準

5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格
(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
(1) 住民の平等な利用が確保されること。
(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
(5) 環境保全への取組、地域住民や関係団体等との連携・交流、障がい者就労支援等に対する団体としての取組が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法
提出された指定管理者指定申請書及び県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
(1) 配布場所及び請求先 宮崎県農政水産部地域農業推進課 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7126
(2) 配布期間 平成26年7月10日から平成26年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 提出期間 平成26年8月19日から平成26年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県農政水産部地域農業推進課 担い手企画担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7126

12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。
平成26年7月10日
宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	佐土原 彪	国富町大字木脇1189番地

(任期：平成27年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	児玉忠敏	国富町大字木脇1219番地5

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、村角土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	石川正盛	宮崎市村角町原口2649番地
理 事	福田光行	宮崎市村角町安尊2069番地
理 事	倉田光行	宮崎市村角町北原2248番地9
理 事	小川宏文	宮崎市村角町阿波2470番地1
理 事	後藤正昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理 事	石川正孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理 事	猪野光啓	宮崎市村角町中尊1915番地
理 事	大田原寛和	宮崎市村角町北原2240番地
監 事	佐藤安幸	宮崎市村角町中尊1914番地3
監 事	三浦茂樹	宮崎市村角町折口356番地

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	森 栄和	宮崎市村角町木ノ元759番地5
理 事	長友喜美男	宮崎市村角町安尊2073番地口
理 事	倉田光行	宮崎市村角町北原2248番地9
理 事	小川宏文	宮崎市村角町阿波2470番地1

理 事	赤木久男	宮崎市村角町萩崎2652番地
理 事	小川勝	宮崎市村角町中尊1926番地
理 事	石川宣也	宮崎市村角町安尊2066番地
理 事	後藤明	宮崎市村角町古郷2430番地
監 事	佐藤安幸	宮崎市村角町中尊1914番地3
監 事	後藤正昭	宮崎市村角町北原2244番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、下本庄土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷口太	国富町大字嵐田2579番地15
理 事	長友豊	国富町大字本庄2632番地1
理 事	長友稔	国富町大字本庄2699番地1
理 事	柳原六津男	国富町大字本庄2549番地
理 事	大山憲一郎	国富町大字本庄5007番地1
理 事	田中重弘	国富町大字本庄5107番地
理 事	長嶺博	国富町大字宮王丸264番地
理 事	北城直樹	綾町大字北俣2365番地1
理 事	岩切宏樹	国富町大字本庄4267番地
監 事	川越章民	国富町大字本庄4017番地
監 事	池田早人	国富町大字宮王丸284番地

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長友壽一	国富町大字本庄2624番地1
理 事	巢山芳人	国富町大字本庄2743番地

理 事	児 玉 悦 明	国富町大字本庄2407番地
理 事	佐 藤 房 巳	国富町大字本庄6934番地
理 事	日 高 資 晃	国富町大字本庄4193番地
理 事	田 中 重 弘	国富町大字本庄5107番地
理 事	長 嶺 博	国富町大字宮王丸 264番地
理 事	岩 切 義 明	国富町大字本庄4512番地 2
理 事	岩 切 宏 樹	国富町大字本庄4267番地
監 事	吉 野 次 義	国富町大字本庄2442番地
監 事	横 山 一 英	国富町大字本庄4420番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮王丸土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 康 人	国富町大字宮王丸 575番地
理 事	小 倉 国 照	国富町大字宮王丸 501番地
理 事	江 藤 保	国富町大字宮王丸 584番地
理 事	服 部 宗 明	国富町大字宮王丸 438番地
理 事	郡 浩 章	国富町大字宮王丸 431番地
理 事	郡 行 俊	国富町大字宮王丸 405番地
理 事	長 嶺 尚 晃	国富町大字宮王丸 333番地
理 事	長 嶺 チヨ子	国富町大字宮王丸 250番地
理 事	片 岡 幸 利	国富町大字本庄2094番地
理 事	鈴 木 吉 弘	国富町大字本庄 899番地 1
監 事	郡 典 満	国富町大字宮王丸 410番地
監 事	郡 律 夫	国富町大字宮王丸 489番地

(任期：平成28年 3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 律 夫	国富町大字宮王丸 489番地
理 事	小 倉 卓 也	国富町大字宮王丸 501番地
理 事	小 倉 篤	国富町大字宮王丸 450番地
理 事	郡 光 男	国富町大字宮王丸 409番地
理 事	池 田 順 之	国富町大字宮王丸 335番地 2
理 事	吉 野 年 男	国富町大字宮王丸 247番地
理 事	児 玉 貞 利	国富町大字本庄2080番地 3
理 事	鈴 木 孝 雄	国富町大字本庄 916番地 2
理 事	郡 弘	国富町大字宮王丸 408番地
理 事	郡 和 義	国富町大字宮王丸 272番地
監 事	郡 一 利	国富町大字宮王丸 427番地イ
監 事	郡 典 満	国富町大字宮王丸 410番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
理 事	野 崎 忠 善	宮崎市清武町船引4006番地 1
理 事	戸 高 厚	宮崎市古城町長田5849番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	川 越 廣 海	宮崎市古城町時雨3738番地
監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地
監 事	貴 島 孝 行	宮崎市大字細江4647番地

(任期：平成29年 3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	野 崎 忠 善	宮崎市清武町船引4006番地 1
理 事	川 越 廣 海	宮崎市古城町時雨3738番地
監 事	長 友 勝	宮崎市大字細江2528番地
監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、江田山崎土地改良区（宮崎市）から平成26年 4 月24日付で申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年 7 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成26年10月 1 日午前 0 時から平成27年 9 月30日 午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者で、物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。
 - (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橘通東 2 丁目10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002
 - (2) 期間 平成26年 7 月10日から平成26年 8 月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当
 - (2) 期間 平成26年 7 月10日から平成26年 8 月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課総務担当
 - (2) 提出期限 平成26年 8 月22日午後 5 時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟 3 階 305号室 宮崎市橘通東 2 丁目10 番 1 号
 - (2) 日時 平成26年 8 月25日午前10時
- 8 入札保証金
 - 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 - 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 - 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 - 宮崎県総務部総務課総務担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building
 - (2) Time limit for tender:5:00p.m.22 August, 2014
 - (3) Contact point for the notice:General Affairs Division,Gen-

eral Affairs Department, Miyazaki Prefectural government
2 -10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City 880-8501,
Japan , TEL : 0985-26-7002

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年7月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成26年10月1日午前0時から平成27年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (3) 競争入札参加資格の申請の時期及び場所

平成26年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格（平成26年3月3日付け宮崎県告示第130号）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目1番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002
- (2) 期間 平成26年7月10日から平成26年8月22日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部会計課用度係
宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 期間 平成26年7月10日から平成26年8月22日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部会計課用度係
宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期限 平成26年8月22日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部 703会議室
- (2) 日時 平成26年8月25日 午前11時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

郵便番号 880-8509 宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部会計課用度係 電話番号0985 (31) 0110

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 August, 2014
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509, Japan. TEL: 0985 (31) 0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年7月10日

宮崎県立宮崎病院長 豊 田 清 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県立宮崎病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

<p>(3) 供給期間 平成26年10月1日午前0時から平成27年9月30日午後12時まで</p> <p>(4) 供給場所 宮崎県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号</p> <p>(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 平成26年宮崎県告示第130号に規定する資格を有する者で、物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181</p> <p>(2) 期間 平成26年7月10日から平成26年8月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県立宮崎病院総務課整備担当</p> <p>(2) 期間 平成26年7月10日から平成26年8月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181</p> <p>(2) 提出期限 平成26年8月22日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。</p> <p>7 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県立宮崎病院3階講堂 宮崎市北高松町5番30号</p> <p>(2) 日時 平成26年8月25日午前10時</p> <p>8 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p>	<p>9 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県立宮崎病院総務課整備担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181</p> <p>12 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital</p> <p>(2) Time limit for tender:5:00p.m.22 August,2014</p> <p>(3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki,880-8510 Japan. TEL:0985 (24) 4181</p> <hr/> <p>入札公告</p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>平成26年7月10日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県立延岡病院長 柳 邊 安 秀</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達件名 宮崎県立延岡病院で使用する電気</p> <p>(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 供給期間 平成26年10月1日午前0時から平成27年9月30日午後12時まで</p> <p>(4) 供給場所 宮崎県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10</p> <p>(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件</p>
---	--

- 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者で、物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- (2) 期間 平成26年 7 月10日から平成26年 8 月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県立延岡病院総務課整備担当
- (2) 期間 平成26年 7 月10日から平成26年 8 月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- (2) 提出期限 平成26年 8 月22日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県立延岡病院 2 階会議室 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10
- (2) 日時 平成26年 8 月25日午前11時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital
- (2) Time limit for tender:5:00p.m. 22 August,2014
- (3) Contact point for the notice:Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital,2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL:0982 (32) 6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年 7 月10日

宮崎県立日南病院長 鬼塚 敏男

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県立日南病院で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成26年10月 1 日午前 0 時から平成27年 9 月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県立日南病院 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成26年宮崎県告示第 130号に規定する資格を有する者で、物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
- (2) 期間 平成26年 7 月10日から平成26年 8 月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 (1) 場所 宮崎県立日南病院総務課整備担当
 (2) 期間 平成26年7月10日から平成26年8月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
 (2) 提出期限 平成26年8月22日 午後5時
 (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
 (2) 日時 平成26年8月25日 午前10時
- 8 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987 (23) 3111
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital
 (2) Time limit for tender:5:00p.m. 22 August, 2014
 (3) Contact point for the notice:Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL:0987 (23) 3111

正 誤

平成26年6月23日付け県公報（第2601号）中

ページ	段	行	誤	正
10	左	24	平成26年10月31日	平成27年1月30日